様式4

法人名：独立行政法人水資源機構

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
（公社）土木学会	特別会費（年会費）	150,000	150,000	平成25年4月26日	土木に関する技術の向上のための情報収集、人材育成等に必要なため。	公社	国所管
（公社）農業農村工学会	賛助会費（年会費）	150,000	150,000	平成25年6月28日	農業土木に関する技術の向上のための情報収集、人材育成等に必要なため。	公社	国所管
（公財）日本自然保護協会	賛助会費（年会費）	100,000	100,000	平成25年8月16日	自然環境の保全に関する情報交換、人材育成等に必要なため。	公財	国所管
（公社）農業農村工学会　技術者継続教育機構	認定プログラム申請料	180,000	―	平成25年11月15日 平成26年3月16日	―	公社	国所管

【記載要領】
（注1）「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
（注2）「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
（注3）「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。